

○ 茨城県立医療大学におけるセクシャル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針

平成13年2月21日
第10回教授会

平成29年12月20日
第8回教授会

第1 目的

この指針は、セクシャル・ハラスメントについての茨城県立医療大学(以下「本学」という。)の考え方を明示し、及び本学が講ずべきセクシャル・ハラスメントの防止のための措置及びセクシャル・ハラスメントがあった場合に迅速かつ適切に対応するための措置の策定方針を定め、もって本学における良好な環境での就学及び就労の場の形成に資することを目的とする。

第2 セクシャル・ハラスメントについての本学の考え方

セクシャル・ハラスメントは、不当な性差別であり、個人の尊厳や名誉を傷つける人権侵害行為である。また、大学という知的なコミュニティにおけるセクシャル・ハラスメントは、教育・研究に携わる者の十分な自己実現の機会を阻害する行為である。

本学は、これらの認識に基づき、学生及び教職員が個人として尊重され、セクシャル・ハラスメントのない環境で就学し、及び就労する権利を確保するために、セクシャル・ハラスメントを未然に防止し、及びセクシャル・ハラスメントが生じた場合には迅速かつ適切な措置を講ずる責務を負うものとし、再発防止に務める。

第3 定義及び例示

1 定義

セクシャル・ハラスメントとは、学習上、教育・研究上又は就労上の関係を利用して、教職員が他の教職員、学生若しくは関係者を、学生が他の学生、教職員若しくは関係者を又は関係者が教職員若しくは学生を不快にさせる性的な言動をいう。

また、性的な言動とは、本学の内外を問わずなされる性的な要求、誘いかけその他の性的な関心又は欲求に基づく言動を指し、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含むものである。

2 例示

以下のような行為は、セクシャル・ハラスメントに該当することとなるものである。

ア 性的な言動に応ずることを、学業成績評価の条件や雇用上又は研究上の条件にすること。
イ 性的な言動に応じたか否かを、学業成績評価の基準や雇用上又は研究上の条件の基準にすること。

ウ 性的な言動を行うことによって相手方に不快感を与え、就学環境や就労環境を悪化させること。

なお、性的な言動の例としては、次のようなものが挙げられる。

- 特定の個人に口笛を吹いたり、ヤジを飛ばす。
- 服装や体つきについて性的な表現をする。
- 特定の個人に対する性生活について虚言、流言をする。
- 関心のないことをはっきり表現したにもかかわらず、しつこくつきまとう。
- 特定の個人の性的魅力や性的能力を点数で評価する。

- 固定的な性的役割意識に基づく蔑視的な表現をする。
- 宴会等で異性に対して隣に座ることやお酌をすることを強要する。
- 相手の身体を上から下まで長い間じろじろ眺める。
- 相手が望みもしない手紙や品物、写真などを送る。
- 特定の個人に必要以上に接近する。
- 特定の個人の衣服や髪、体に触れたり、首や肩をもんだり、又はこれらのことを強要する。
- わいせつな写真やポスター、文書などを掲示し、見せ、又はこれらのことを強要する。
- LGBTであることを、からかいやいじめの対象とすること。※

第4 講ずべき措置の方針

1 啓発, 研修等の実施

学長は、セクシャル・ハラスメントについて学生及び教職員が認識すべき事項について明示するとともに、パンフレットの配布、ポスターの掲示その他適当な方法により啓発、研修等を行い、セクシャル・ハラスメントの防止に努めるものとする。

2 相談体制の整備

学長は、セクシャル・ハラスメントに関する相談体制を整備するものとする。

3 委員会の設置等

学長は、1及び2の措置を迅速かつ適切に実行し、及びセクシャル・ハラスメントに起因する問題が生じたときに公正な調査を実施するための委員会を設置し、又は既存の委員会にその権限を付与するものとする。

4 規程の制定

学長は、1から3までの措置を講ずるために必要な規程を制定し、学生及び教職員に対し、その周知徹底を図るものとする。

5 関係者への対応

学長は、セクシャル・ハラスメントの事実が明らかになったときは、行為者に対しては懲戒を含む迅速かつ適切な対応を、被害者に対しては事実関係の調査結果、行為者に対して行った措置結果の報告並びに心身面のケアを行い、救済のための迅速かつ適切な対応をとるものとする。

第5 その他

- 1 第4に掲げる措置を講ずるに当たっては、アンケートや教員と学生との対話集会などを行うことにより学内におけるセクシャル・ハラスメントに関する意識や実態を十分に把握し、適切なものとなるよう努めることが望ましい。
- 2 付属病院におけるセクシャル・ハラスメント対策については、その特質に鑑み、この指針とは別に、付属病院において方針を定めたいえで必要な措置を講ずることが望ましい。

※ LGBTとは、性的少数者の中の一部の者のアイデンティティに関する言葉の頭文字で、L(Lesbian(女性同性愛者))、G(Gay(男性同性愛者))、B(Bisexual(両性愛者))、T(Transgender(性別越境者))をいう。

人事院資料 性的指向・性自認について より引用